

## 2018年5月に施行される確定拠出年金法等の主な内容について

### **【iDeCo関連】**

#### **1. 中小企業向けの取組み（従業員数100人以下の企業）**

---

- ・ 会社は、iDeCoに加入する従業員の掛金に、会社が追加で掛金を拠出できる**中小事業主掛金納付制度**が利用できる。

#### **2. ポータビリティの拡充・自動移換の取扱い変更**

---

- ・ 加入者等は、一定の条件を満たした場合、DC資産を確定給付企業年金(DB)へ移換することができる。
- ・ 企業型 DC 加入者であった者が、企業型 DC の資格喪失後に iDeCo に加入したにもかかわらず、6ヶ月内に企業型 DC の残高等の移換手続きを行わない場合は、**本人の申し出がなくても加入している iDeCo へ企業型 DC の残高等が移換される。**

#### **3. 運用商品を選択しやすくするための対応**

---

- ・ 運営管理機関は、**提供する運用商品は、3以上35以下の範囲内で選定・提示する。**
- ・ 運営管理機関は、運用商品を除外する場合、**除外運用方法指図者の3分の2以上の同意を必要とする。**

#### **4. 多様な商品の提示を促進するための措置**

---

- ・ 運営管理機関は、**リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品を提供する。**
- ・ 運営管理機関は、**元本確保型の提供義務はなく、労使の合意に基づき提供する。**

#### **5. 指定運用方法の規定整備**

---

- ・ 運営管理機関は、法令等の基準を満たす運用商品を**指定運用方法**として選定することができる。
- ・ 指定運用方法を選定しているプランの加入者等が一定期間運用指図を行わない場合、自ら運用商品を選択したものとして指定運用方法により年金資産が運用される。

#### **6. その他**

---

- ・ 受給権を満たすDBの中途脱退者は、脱退一時金をDCへ移換することができる。

## 【企業型DC関連】

### 1. 中小企業向けの取組み（従業員数100人以下の企業）

---

- ・ 事業主は、導入手続き書類を一部省略した簡易企業型DCを導入することができる。

### 2. ポータビリティの拡充・自動移換の取扱い変更

---

- ・ 加入者等は、一定の条件を満たした場合、DC資産を確定給付企業年金(DB)へ移換することができる。
- ・ 他の企業型DCに加入していた加入者等が、転職先企業型DCに加入したにもかかわらず、資格喪失後6ヶ月内に他の企業型DCの残高等の移換手続きを行わない場合は、本人の申し出がなくても転職先の企業型DCへ他の企業型DCの残高等が移換される。

### 3. 運用商品を選択しやすくするための対応

---

- ・ 事業主は、導入時教育だけでなく、**継続教育も事業主の努力義務**とする。
- ・ 事業主(商品選定について委託を受けた運営管理機関)は、**提供する運用商品は、3以上35以下の範囲**内で選定・提示する。
- ・ 事業主(商品選定について委託を受けた運営管理機関)は、運用商品を除外する場合、**除外運用方法指図者の3分の2以上の同意**を必要とする。

### 4. 多様な商品の提示を促進するための措置

---

- ・ 事業主(商品選定について委託を受けた運営管理機関)は、**リスク・リターン特性の異なる3つ以上の運用商品**を提供する。
- ・ 事業主(商品選定について委託を受けた運営管理機関)は、**元本確保型の提供義務はなく、労使の合意**に基づき提供する。

### 5. 指定運用方法の規定整備

---

- ・ 事業主(商品選定について委託を受けた運営管理機関)は、法令等の基準を満たす運用商品を**指定運用方法**として選定することができる。
- ・ 指定運用方法を選定しているプランの加入者等が一定期間運用指図を行わない場合、自ら運用商品を選択したものとして指定運用方法により年金資産が運用される。

### 6. その他

---

- ・ 事業主は、委託する**運営管理機関を少なくとも5年ごとに評価・検討**することを努力義務化する。
- ・ 受給権を満たすDBの中途脱退者は、脱退一時金をDCへ移換することができる。

本ホームページ内のこれらに関連する記載内容は順次修正してまいります。